

福井県U I ターン奨学金 返還支援補助金

利用の手引き

令和4年4月

福井県 交流文化部 定住交流課

目 次

(ページ)

1	はじめに	3
2	全体概要	3
3	支援対象者としての認定 — 要件全体	4
4	支援対象者としての認定 — 奨学金	4
5	支援対象者としての認定 — 県外大学の在籍、学年	5
6	支援対象者としての認定 — 履修科目	6
7	支援対象者としての認定 — 県内就職見込み、業種	6
8	支援対象者としての認定 — 職種	7
9	支援対象者としての認定 — 非公務員	8
10	支援対象者としての認定 — 県内居住見込み	8
11	支援対象者としての認定 — 応募	9
12	支援対象者としての認定 — 審査	10
13	福井県へのU I ターン	11
14	奨学金の返還	12
15	補助金の交付	12
16	補助金の交付 — 交付要件	13
17	補助金の交付 — 県外勤務、離職等がある場合	14
18	補助金の交付 — 奨学金返還の方法	17
19	補助金の交付 — 申請手続	18
20	県への報告等	19
21	支援対象者の辞退、取消等	19

はじめに

福井県では、理系学生のU I ターンを促進するため「福井県U I ターン奨学金返還支援補助金」という制度を設けています。福井県にU I ターンをした方が、奨学金の返還をした場合に、最大100万円を補助するという制度です。

その制度の内容をQ&A形式でまとめたものが、この冊子です。こういった方が支援の対象になるかといったことから、県への申請・認定後、様々なケースが発生した場合の取扱いまで記載していますので、ぜひご一読ください。

より多くの方に、この制度をご利用いただけることを願っております。

【全体概要】

Q1 「福井県U I ターン奨学金返還支援補助金」とは、どのような制度か。

A 詳しい要件については後述しますが、県外の大学等に通う理系の学生等が、U I ターンをし、福井県内の事業所等で勤務しながら、奨学金を返還する場合、その返還額を補助するというものです。

支援を受けるためには、予め、県から支援対象者としての認定を受けなければなりません。

また、補助金は、3回に分けて支給します。最大で100万円の支給となります。

事務手続等の流れについては、次の表をご覧ください。

①支援対象者としての認定	・ 県への申請 ・ 面接等による審査 ・ 県による認定
②福井県へのU I ターン	・ 卒業後に、勤務証明書、住民票等を提出 ※①の認定があってもU I ターンをしないと補助が受けられません。
③奨学金返還	※支援対象者から日本学生支援機構等に、奨学金を返還します（通常、卒業後6か月から）。
④補助金の交付（1回目）	・ 県への請求（卒業の1年半後の9月末） ・ 県から補助金を交付（上限20万円）
④' 補助金の交付（2回目）	・ 県への請求（卒業の3年半後の9月末） ・ 県から補助金を交付（上限40万円）
④'' 補助金の交付（3回目）	・ 県への請求（卒業の5年半後の9月末） ・ 県から補助金を交付（上限40万円）

【支援対象者としての認定　－　要件全体】

Q 2 - 1 - 1　どのような者が支援対象者として認定を受けられるか。

A　認定対象者の要件の概要は、次のとおりです。

- ①奨学金の貸与を受けていること（または受けていたこと。）。
- ②県外の大学等を卒業する予定であること（または卒業したこと。）。
- ③大学等で理系分野の科目を履修していること。
- ④卒業後（認定申請の時点で卒業している方にあつては、認定後）、福井県内の事業所（対象となる業種に限る。）に、正規雇用として就業する見込みであること（その意欲があること。）。
- ⑤③の分野を活かした職種として就業する見込みであること（その意欲があること。）。
- ⑥公務員として就業する見込みではないこと。
- ⑦福井県内に居住する見込みであること（その意欲があること。）。

**Q 2 - 1 - 2　まだ就職活動を開始しておらず、したがって内々定も得ていない。
私は、支援対象者としての認定の申請ができるか。**

A　申請できます。

就職活動を開始していること、内々定を得ていることは、申請要件ではありません。

Q 2 - 1 - 3　愛知県出身の私は、支援対象者としての認定の申請ができるか。

A　申請できます。

出身地が福井県外の方であっても、申請をすることができます。

【支援対象者としての認定　－　奨学金】

Q 2 - 2 - 1　どのような奨学金でも対象になるのか

A　対象となるのは、次のいずれかが貸与する奨学金に限られます。

- ・（独）日本学生支援機構
- ・福井県奨学育英基金

なお、奨学金は、有利子、無利子のいずれでも構いません。

ただし、海外留学のための奨学金は、対象となりません。

Q 2 - 2 - 2 大学 1, 2 年生のときに奨学金を借りており、その額は卒業後に返還しなければならない。しかし、3 年生以降は、新たに奨学金を借りていない。
私は、支援対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できます。

Q 2 - 2 - 3 以前奨学金を借りていたが、既に全額返還してしまった。
私は、支援対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できません。

補助金支給の対象となる奨学金返還は、4 年制大学の 4 年生や既卒者であれば、認定後最初の 4 月 1 日以降の返還に限られます。

既に全額返還してしまっているのであれば、補助金支給の対象となる奨学金返還がありませんので、申請できません。

【支援対象者としての認定 - 県外大学の在籍、学年】

Q 2 - 3 - 1 県外の大学等とは、何か。

A 福井県外に本部を置く、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（専修学校の専門課程）をいいます。

Q 2 - 3 - 2 滋賀県の大学に、福井県内の実家から通っていた。
私は、支援対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できます。

Q 2 - 3 - 3 何年生でも申請できるか。

A 4 年制大学の 3 年生、4 年生などが申請できます。

例えば、募集期間が 2022 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日であった場合、2024 年 3 月 31 日までに卒業する見込みの者が対象となります。

Q 2 - 3 - 4 既卒者でも申請できるか。

A 次の要件を全て満たす方は、申請することができます。

- ・返還残額があり、かつ、滞納額がないこと。
- ・申請の日に県外に居住していること。

- ・申請の日に県内で就労していないこと。
 - ・募集期間の最後の日後最初の4月1日に30歳未満であること。
- 最後の要件について、例えば、募集期間が2022年4月1日～同年6月30日であった場合、2023年4月1日に30歳未満の方は、申請することができます。

【支援対象者としての認定 － 履修科目】

Q2-4-1 理系分野の科目の履修が必要とのことだが、どのような科目が対象か。

- A 次のいずれかの分野の科目を履修している必要があります。
- ・建設関係
 - ・理学
 - ・工学
 - ・情報関係
 - ・農林水産学
 - ・医学、歯学、薬学、看護学等の保健関係

【支援対象者としての認定 － 県内就職見込み、業種】

Q2-5-1 福井県内の事業所（対象となる業種に限る。）に就業する見込みの者は、支援対象者としての認定の申請ができるとのことだが、どのような者が申請できるのか。

- A 福井県内に事業所を持つ企業等にて就業する意欲がある方が対象となります。しかし、その企業等が、福井県外のエリア限定での求人をする場合、これに応じる就業を希望する方は、対象となりません。

なお、その企業等の本社が福井県内にあるか否かは問いません。

また、企業等とは、株式会社、有限会社などに限らず、社会福祉法人など他の形態の法人や個人経営の企業も含まれます。ただし、対象となる業種に限ります。業種については次のQ&A（Q2-5-2）をご参照ください。

Q2-5-2 福井県内の事業所（対象となる業種に限る。）に就業する見込みの者は、支援対象者としての認定の申請ができるとのことだが、対象となる業種とは何か。

- A 日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）の大分類のうち次に掲げるものに属する業種が対象となります。
- ・農業、林業
 - ・漁業
 - ・建設業
 - ・製造業

- ・情報通信業
- ・医療、福祉

Q 2-5-3 会社全体でみれば小売業だが、その会社の製造部門に、製造技術者として就職したいと考えている。

私は、支援対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できます。

次のQ&A（Q 2-6-1）に掲げる職種に就くものと見込まれる場合は、会社全体の業種は前のQ&A（Q 2-5-2）に限定されません。

例えば、次に掲げる例の場合は、支援対象者としての認定の申請ができます。

例）電力会社に建設技術者として採用されることが見込まれる場合

設計事務所に設計技術者として採用されることが見込まれる場合

小売業のIT部門にSEとして採用されることが見込まれる場合

機械設計事務所に製造技術者として採用されることが見込まれる場合

【支援対象者としての認定 — 職種】

Q 2-6-1 理系の履修分野を活かした職種として就業する見込みの者は、支援対象者としての認定の申請ができるとのことだが、対象となる職種とは何か。

A 日本標準職業分類（平成 21 年総務省告示第 555 号）の専門的・技術的職業従事者の大分類のうち次に掲げる中分類に属する職種が対象となります。

- ・研究者
- ・農林水産技術者
- ・製造技術者（開発）
- ・製造技術者（開発を除く）
- ・建築・土木・測量技術者
- ・情報処理・通信技術者
- ・その他の技術者
- ・医師， 歯科医師， 獣医師， 薬剤師
- ・保健師， 助産師， 看護師
- ・医療技術者
- ・その他の保健医療従事者

Q 2-6-2 管理栄養士になりたいと考えている。

私は、支援対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できます。

管理栄養士は、日本標準職業分類（平成 21 年総務省告示第 555 号）の「大分類：専門的・技術的職業従事者」「中分類：その他の保健医療従事者」に属しますので、対象となります。

Q 2-6-3 技術系の営業職になりたいと考えている。

私は、支援対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できます。

大学で履修した理系の専門知識を活かす職種であって、Q 2-6-1 に掲げる職種に準ずるものに就く場合は、対象となります。

例えば、次に掲げる例の場合は、支援対象者としての認定の申請ができます。

例) 総合職として採用され、社内の情報システムの設計、開発、保守を行う場合
技術者として採用され、技術系営業業務を行う場合

【支援対象者としての認定 — 非公務員】

Q 2-7-1 公立病院の看護師になりたいと考えている。

私は、支援対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できません。

公務員は、この補助金の対象となりませんので、公立病院に公務員として勤務することを希望する方は、申請することができません。

もっとも、民間病院と公立病院のいずれで勤務するかを選択する以前であれば、申請することが出来ます。この場合、申請後に公立病院勤務を決めたときは、認定があったとしても、補助金の交付を受けることは出来ません。

【支援対象者としての認定 — 県内居住見込み】

Q 2-8-1 現在、京都府内に住み、京都府内の高専に通っている。卒業後も京都府内に住みながら、福井県内の企業に勤務したいと考えている。

私は、支援対象者としての認定の申請ができるか。

A 申請できません。

福井県内に居住する見込みであること（その意欲があること）を要件としていますので、対象外となります。

【支援対象者としての認定 - 応募】

Q2-9-1 支援対象者としての認定の申請は、いつ募集しているのか。

A 例年、4月上旬から6月頃に募集しています。

ただし、それ以外の時期に募集することもあります。募集期間を複数回設定することもあります。

詳しくは「291JOBS 新卒」(<https://291jobs.pref.fukui.lg.jp/shinsotsu/>)や福井県のホームページ(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakatei/uisyougakukin/jigyougaiyou.html>)でご確認ください。

Q2-9-2 応募するためには、何をどこに出せばよいか。

A 申請書を福井県庁 交流文化部 定住交流課（担当 学生就職支援グループ）に提出してください。

申請書は、福井県のホームページからダウンロードすることができます。

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakatei/uisyougakukin/jigyougaiyou.html>)

なお、申請書には、次の書類を添付してください。

- ・大学等の在学証明書または卒業証明書
- ・学業成績証明書（4年制大学の4年生などの場合）
- ・直近の履修科目がわかる書類（4年制大学の3年生などの場合）
- ・小論文（様式第1号の2（上記ホームページからダウンロードしてください。））

Q2-9-3 申請書や小論文は、手書きしなければならないか。

A 手書きでも、パソコンで入力し、印刷したものでも、いずれでも結構です。

Q2-9-4 申請書中「県外企業への就職活動状況」という欄がある。どのように書けばよいか。

A 申請時の状況を簡潔に記載してください。

例えば、次のような記載です。

- ・A県のB社から内々定をもらっている。
- ・就職活動自体を始めていないので未定であるが、製造業を中心にC県の複数の会社にも就職活動をしたいと考えている。
- ・D県のF社にもエントリーシートを提出し、就職活動を進めていたが、福井県のE社から内々定をもらって以降は、活動を中止した。

Q 2 - 9 - 5 小論文は、何を書けばよいか。

A 様式第1号の2に沿って記載してください。様式は、福井県のホームページからダウンロードすることができます。

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakatei/uisyougakukin/jigyougaiyou.html>)

項目としては、次のことを記載いただくことにしております。

1 申請の動機、U・Iターンの理由

申請に至った理由、福井へのU・Iターンを希望する理由を記載してください。

2 就業したい分野およびその理由

就業したい企業や業種、就きたい職種について記載してください。

既に就職活動を開始している方は、その状況についても記載してください。

3 大学等での専門分野や研究内容と就業予定（希望）の業務との関連性

大学等で履修した専門分野や研究内容（予定含む）を活かして、どういった業務に従事する予定なのか記載してください。

就職活動前の方は、どういった業務を希望するのかを記載してください。

4 就業予定（希望）先で取組みたい内容や目標

大学等で得た（予定含む）知識や技能を活かして取組みたいことや目指す成果、自身のアピールポイントなどについて記載してください。

【支援対象者としての認定 - 審査】

Q 2 - 1 0 - 1 申請後、どのような手続を経て、認定されるのか。

A 審査（書面審査、面接）を経て、認定をします。

面接は、6月締切の募集であれば、8月中旬頃に実施します（年によって変わることがあります。）。

審査にあっては、申請要件を欠くことが無いことを確認します。

なお、募集定員を超える申請があった場合は、申請要件を全て満たしている方であっても認定しないことがあります。

Q 2 - 1 0 - 2 認定されたとき、認定されなかったときは、どのような通知があるのか。

A 認定、不認定いずれの場合も、書面で通知をします。

【福井県へのU I ターン】

Q 3 - 1 支援対象者として認定された。大学を卒業後に何かしなければならないことがあるか。

A 卒業後の4月中に、次の書類を県（定住交流課）に提出してください。

- ・大学等を卒業したことを証する書類（卒業証明書）
- ・勤務証明書（様式第5号）
- ・住民票
- ・債権債務者登録票

様式は、福井県のホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakatei/uisyougakukin/jigyougaiyou.html>)

Q 3 - 2 支援対象者として認定されたが、福井県にU I ターンしなかった（福井県に事業所がない企業に就職した。）。どうなるのか。

A 支援対象者ではなくなります。

辞退届を県に提出してください。様式は、福井県のホームページからダウンロードしてください。(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakatei/uisyougakukin/jigyougaiyou.html>)

Q 3 - 3 支援対象者として認定され、県内企業（福井県に事業所がある企業）に就職したが、配属先は東京支社だった。どうなるのか。

A 支援対象者ではありますが、福井県外で勤務する期間の奨学金返還は、支援（補助金の支給）の対象ではありません。今後、福井県内に異動したときに、その時以降の奨学金返還が支援対象となります。

一方、例えば首都圏でのエリア限定社員になった場合など、福井県内への異動が見込めない場合は、支援対象者ではなくなります。

Q 3 - 4 支援対象者として認定され、県内企業（福井県に事業所がある企業）に就職したが、職種が理系の職種（Q 2 - 6 - 1 に掲げられている職種）ではなかった。どうなるのか。

A 今後、理系の職種に転属になる可能性がないのであれば、支援対象者ではなくなります。

一方、理系の職種に転属になる可能性があるのであれば、支援対象者ではあり続けます。ただし、理系以外の職種で勤務する期間の奨学金返還は、支援（補助金の支給）の対象ではありません。今後、理系の職種で勤務することとなったときに、その時以降の奨学金返還が支援対象となります。

Q 3-5 支援対象者として認定されたが、福井県内企業から内定をもらえなかった。福井県内で4月以降も就職活動を続けていくが、よいか。

A 4月1日までに県内企業に就業しなかった場合は、支援対象者ではなくなります。
辞退届を県に提出してください。様式は、福井県のホームページからダウンロードしてください。
(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakatei/uisyougakukin/jigyougaiyou.html>)

Q 3-6 福井県内で実際に生活していくが、住民票は他県のままでよいか。

A 福井県内に住民票をうつしてください。
住民票が他県のままであれば、支援対象者ではなくなります。

【奨学金の返還】

Q 4-1 奨学金は、支援対象者として認定された者が自ら返還していく必要があるか。それとも福井県が代わりに返還してくれるのか。

A 支援対象者が自ら返還してください。
奨学金の返還額に応じて、一定の時期に、県から支援対象者に補助金を支給します。

【補助金の交付】

Q 5-1 補助金は、いつ、いくら支給されるのか。

A 一般的な例は次のとおりです。
仮に2023年3月に卒業、4月にUターン就職をし、その後ずっと福井県内で勤務するほか、他の補助金支給要件も満たし続けていたとします。

Uターン就職	(2023年4月)	
就職後6ヶ月後	(2023年10月～)	奨学金の返還開始
		12月間でx円返還
就職後1年6ヶ月後	(2024年9月末)	県に「福井県U I ターン奨学金返還支援補助金交付申請兼実績報告書」(様式第7号)を提出
	(2024年10月)	補助金支給要件を満たしていることを確認し、県から支援対象者に「福井県U I ターン奨学金返還支援補助金交付決定兼額の確定通知書」を发出
	(")	県に「福井県U I ターン奨学金返還支援補助金請求書」(様式第9号)を提出
	(")	補助金をx円支給

	(x 円が 20 万円を超えるときは、20 万円支給)
	2 年間で y 円返還
就職後 3 年 6 月後 (2026 年 9 月末)	県に「福井県 U I ターン奨学金返還支援補助金 交付申請兼実績報告書」(様式第 7 号)を提出
(2026 年 10 月)	補助金支給要件を満たしていることを確認し、県 から支援対象者に「福井県 U I ターン奨学金返還 支援補助金交付決定兼額の確定通知書」を発出
(")	県に「福井県 U I ターン奨学金返還支援補助金 請求書」(様式第 9 号)を提出
(")	補助金を y 円支給 (y 円が 40 万円を超えるときは、40 万円支給)
	2 年間で z 円返還
就職後 5 年 6 月後 (2028 年 9 月末)	県に「福井県 U I ターン奨学金返還支援補助金 交付申請兼実績報告書」(様式第 7 号)を提出
(2028 年 10 月)	補助金支給要件を満たしていることを確認し、県 から支援対象者に「福井県 U I ターン奨学金返還 支援補助金交付決定兼額の確定通知書」を発出
(")	県に「福井県 U I ターン奨学金返還支援補助金 請求書」(様式第 9 号)を提出
(")	補助金を z 円支給 (z 円が 40 万円を超えるときは、40 万円支給)

上記のとおり、就職後 1 年 6 月後 (2024 年 10 月) に x 円 (上限 20 万円)、3 年 6 月後 (2026 年 10 月) に y 円 (上限 40 万円)、5 年 6 月後 (2028 年 10 月) に z 円 (上限 40 万円) を支給します。

【補助金の交付 — 交付要件】

Q 5 - 2 補助金の交付を申請するためには、どのような要件を満たしている必要があるか。

A 各申請時に共通して必要な要件の概要は、次のとおりです。

- ①一定の月数以上、奨学金返還をしていること。
- ②県外の大学等を卒業したこと。
- ③大学等で理系分野の科目を履修したこと。
- ④福井県内の事業所 (対象となる業種に限る。) に、正規雇用として就業していること。
- ⑤③の分野を活かした職種として就業していること。
- ⑥公務員ではないこと。
- ⑦福井県内に居住していること。

⑧県税の滞納がないこと。

①については、Q2-2-1 から Q2-2-3 まで

②については、Q2-3-1 から Q2-3-2 まで

③については、Q2-4-1

④については、Q2-5-1 から Q2-5-3 まで

⑤については、Q2-6-1 から Q2-6-3 まで

⑥については、Q2-7-1

⑦については、Q2-8-1

を参照してください。なお、これらのQ&Aの中で「見込み」について記載されている事項は「実績」についての記載として読むなど、適宜読み替えを行ってください。

また、①の「一定の月数」については、次のとおりです。

就職後1年6月後の請求	12月
就職後3年6月後の請求	36月
就職後5年6月後の請求	60月

例えば、就職後1年6月後の請求をする時点では、12月以上の分の奨学金返還をしている必要があります。

なお、この奨学金返還とは、県内に居住し、県内の事業所において勤務した月のものである必要があります。

【補助金の交付 — 県外勤務、離職等がある場合】

Q5-3-1 就職後11月間、県外勤務をした。

私は、ずっと県内勤務をしていた者と同様に、補助金の交付を受けられるか。

A 補助金の交付申請の時期が変更になります。

例えば、2023年4月に就職した方が、2024年10月～2025年8月の間、東京支社で勤務したとします。県内の事業所において勤務していないので、この期間に奨学金を返還したとしても、補助金支給の対象外となります。

就職後1年6月後の時点では、ずっと県内勤務をしていたため、補助金の交付申請をすることができます。

就職後3年6月後の時点では、奨学金の返還月数は次のように計算します。

2023年10月～2024年9月	県内勤務	12月
2024年10月～2025年8月	県外勤務	—
2025年9月～2026年9月	県内勤務	13月
計		25月

この25月は、補助金交付要件である36月に満たないため、就職後3年6月後の時点での申請はできません。

就職後5年6月後の時点での補助金交付申請も、同様にできません。

このように、県内において居住しなかったり、県内の事業所において勤務しなかったりする期間のある方については、次に掲げる日に補助金交付の申請をすることができます。

- ・12月分の奨学金返還をした後、最初に訪れる9月30日
- ・36月分の奨学金返還をした後、最初に訪れる9月30日
- ・60月分の奨学金返還をした後、最初に訪れる9月30日

先ほどの例では、2027年8月時点で36月分の奨学金返還を済ませるため、同年9月末に補助金交付申請をすることができます。

この場合、補助金の上限額は次のとおりとなります。

$$\begin{aligned} \text{補助金上限額} &= \text{返還月数（既に補助の対象となった月を除く。）} \times 20 \text{万円} \div 12 \\ &= (37 - 12) \times 20 \text{万円} \div 12 = 416,666 \text{円（円未満切捨）} \end{aligned}$$

同様に、2029年8月時点で60月分の奨学金返還を済ませるため、同年9月末に補助金交付申請をすることができます。

$$\text{補助金上限額} = (60 - 37) \times 20 \text{万円} \div 12 = 383,333 \text{円（円未満切捨）}$$

Q5-3-2 就職後27月間、県外勤務をした。

私は、ずっと県内勤務をしていた者と同様に、補助金の交付を受けられるか。

A 補助金の交付申請の時期および補助金上限額が変更になります。

例えば、2023年4月に就職した方が、2024年10月～2026年12月の間、東京支社で勤務したとします。

交付申請時期の考え方については、Q5-3-1を参照ください。2028年12月時点で36月分の奨学金返還を済ませるため、2029年9月末に補助金交付申請をすることができます。

$$\text{補助金上限額} = (45 - 12) \times 20 \text{万円} \div 12 = 550,000 \text{円（円未満切捨）}$$

60月分の奨学金返還を済ませるのは、2030年12月となります。しかし、補助金交付申請は、就職してから7年6月以降にすることはできません。この場合、就職してから7年6月が経過する2030年9月末に申請をすることとなります。

この場合、補助金の上限額は次のとおりとなります。

$$\begin{aligned} \text{補助金上限額} &= \text{返還月数（既に補助の対象となった月を除く。）} \times 20 \text{万円} \div 12 \\ &= (57 - 45) \times 20 \text{万円} \div 12 = 200,000 \text{円（円未満切捨）} \end{aligned}$$

3回にわたる補助金交付のそれぞれの上限額を足しあげても1,000,000円にはなりませんが、補助金上限額は、上記のとおりとなります。

Q5-3-3 補助金交付申請の日に、県外勤務をしている。

私は、補助金交付の申請ができるか。

A 今後の異動で県内勤務をすることが見込まれる場合は、申請できます。

一方、例えば、異動に伴い県外のエリア限定職員になった場合など、今後の異動で県内勤務をすることが見込まれない場合は、申請できません。

なお、補助金交付申請の日に県外勤務をしている例とは、例えば次の場合に生じます。

- ・月の途中で異動があり、県外勤務になった場合

〔その月の半分を超える日において県内勤務をしていれば、その月の奨学金返還は、補助金支給の対象になります。〕

- ・複数回、県外勤務をする場合

〔例えば、Q5-3-1の例で、2027年9月から再度県外勤務になったとしても、同月末は「36月分の奨学金返還をした後、最初に訪れる9月30日」ですので、申請ができます。この場合の補助金の上限額は次のとおりとなります。〕

$$\begin{aligned} \text{補助金上限額} &= \text{返還月数 (既に補助の対象となった月を除く。)} \times 20 \text{万円} \div 12 \\ &= (36 - 12) \times 20 \text{万円} \div 12 = 400,000 \text{円} \end{aligned}$$

Q5-3-4 補助金交付申請の日に、離職をしている。

私は、補助金交付の申請ができるか。

A 補助金交付申請の日において、福井県内で求職していることが分かる場合など、今後県内で就業することが見込まれる場合は、申請できます。

一方、例えば、福井県内に事業所を持たない企業で就業をしている場合など、今後県内で就業することが見込まれない場合は、申請できません。

なお、たとえ福井県内で求職している場合であっても、自己都合による離職後3月以上経過したとき、会社都合による離職後12月以上経過したときなどは、申請できません。

また、補助金交付申請の日に離職している例とは、Q5-3-3に掲げる例に準じた場合が考えられます。

Q5-3-5 県内の事業所に籍を置きながら、出張、研修等により県外で勤務をすることがある。こうした月の奨学金返還は、補助金支給の対象になるのか。

A 原則として補助金支給の対象になります。

ただし、その期間が長期にわたる場合には、対象にならないこともあります。

個別の事情に即して判断が分かりますので、疑義がある場合は、県にお問い合わせください。

Q5-3-6 県内の事業所に籍を置きながら、出産・育児に伴う休暇（産休・育休）を取得している。こうした月の奨学金返還は、補助金支給の対象になるのか。

A 産休・育休を取得中であっても、県内の事業所に籍を置きながら、県内に居住し、奨学金を返還している場合は、補助金支給の対象になります。

ただし、一時的に退職扱いとなる場合や休暇期間中の奨学金の返還を猶予している場合は、対象になりません。

Q5-3-7 月の途中で、異動、離職、引越等があった場合、当該月の奨学金返還は、補助金支給の対象になるか。

A 月の半分を超える日において県内勤務をしていれば、その月の奨学金返還は、補助金支給の対象になります。

例えば、30日ある月であれば、16日以上県内勤務をしていれば、補助金支給の対象になります。

【補助金の交付 － 奨学金返還の方法】

Q5-4-1 繰上返還は、補助金支給の対象になるか。

A 補助金支給の対象になります。

例えば、2023年4月に就職、同年10月から毎月15,000円ずつ奨学金を返還したとします。また2024年3月に、毎月の15,000円に加えて50,000円の繰上返還をしたとします。

この場合、2023年10月～2024年9月の返還額合計は230,000円となり、就職後1年6月後の補助金請求時には200,000円請求できます（上限額200,000円を超える請求はできません。）。

なお、仮に繰上返還をしなかった場合は、2023年10月～2024年9月の返還額合計は180,000円となり、就職後1年6月後の補助金請求時には180,000円までの請求しかできません。

Q5-4-2 親にお金を借り（独）日本学生支援機構には奨学金を全額一括返還した。
その後、毎月親に返済している。この親への返済は、補助金支給の対象になるか。

A 補助金支給の対象になりません。

例えば、2023年4月に就職、同年10月に（独）日本学生支援機構に対し奨学金を全額（180万円）一括返還したとします。その原資を出してくれた親御さんに対し、毎月10,000円ずつ返済しているとします。

この場合、2023年10月～2024年9月の返還額合計は1,800,000円となり、就職後1年6月後の補助金請求時には200,000円請求できます（上限額200,000円を超える請求はできません。）。

一方、その後の毎月10,000円の親御さんへの返済は、この補助金の支給対象にはなりません。したがって、就職後3年6月後、就職後5年6月後には請求ができません。

【補助金の交付 — 申請手続】

Q5-5 補助金の申請のために、何をどこに出せばよいか。

A まずは「福井県UIターン奨学金返還支援補助金交付申請兼実績報告書」（様式第7号）を福井県庁 交流文化部 定住交流課（担当 学生就職支援グループ）に提出してください。

様式は、福井県のホームページからダウンロードすることができます。

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakatei/uisyougakukin/jigyougaiyou.html>)

なお、提出にあたっては、次の書類を添付してください。

- ・勤務証明書（様式第5号）
- ・住民票の写し
- ・大学等の卒業を証する書類の写し
（既提出の場合は不要です。）
- ・補助対象期間における奨学金の返還を証する書類の写し

振込みを証するもの（奨学金返還口座に記帳した振込み記録など）や、
（独）日本学生支援機構などから送付される奨学金返還計画等を示す通知が
これに当たります。こうした書類は、この補助事業が終わるまで（3回目の
補助金支給が終わって2年間）は必ず保管しておいてください。

- ・就業する職種に必要な資格を有することを証する書類の写し

例えば、看護師として就業する場合の、看護師の国家資格の合格証明、登録
済証明などがこれに当たります。既提出の場合や、資格が必要ない職種の場
合は不要です。

- ・県税に滞納がない旨の証明書（納税証明書）
（発行から3ヶ月以内のもの）

その後、県から「福井県UIターン奨学金返還支援補助金交付決定兼額の確定通知書」が送られてきたら、県に「福井県UIターン奨学金返還支援補助金請求書」（様式第9号）を提出してください。

様式は、福井県のホームページからダウンロードすることができます。

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakatei/uisyougakukin/jigyougaiyou.html>)

【県への報告等】

Q6-1 住所等を変更した場合は、どうすればよいか。

A 次の場合は、県に報告してください。

- ・氏名が変わった場合
(婚姻した場合など)
- ・連絡先が変わった場合
(引越により住所が変わった場合、電話番号、メールアドレスを変更した場合など)
- ・補助金の交付要件(Q5-2参照)に関わることに変動があった場合
(県外勤務になった場合、離職した場合、奨学金返還の一時猶予を受ける場合など)
- ・奨学金返還を滞納した場合
- ・禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により起訴された場合
- ・暴力団などの反社会的勢力と関係を有した場合

Q6-2 県への報告は、Q6-1に掲げる場合に限られるか。

A 県は、必要と認めるときは、支援対象者に対し、奨学金返還の計画、奨学金返還の状況、勤務状況などについて報告を求めることがあります。

この場合は、求めに応じ速やかに報告をしてください。

【支援対象者の辞退、取消等】

Q7-1 どういった場合には、支援を辞退しなければならないか。

A 次の場合は、辞退届を県に届け出てください。

- ・この補助金制度による支援を辞退しようとするとき。
- ・卒業後初めての4月1日までに県内に事業所を置く企業等で就業しなかったとき。
- ・自己都合による離職後、正規雇用により対象事業者において就業せずに3月以上経過したとき。
- ・会社都合による離職後、正規雇用により対象事業者において就業せずに12月以上経過したとき。

Q7-2 どういった場合には、支援を取り消されるのか。

A 県は、次の場合に支援対象者の認定の取消をすることがあります。

- ・ 辞退届の届出があったとき。
- ・ 卒業後初めての4月1日までに県内に事業所を置く企業等で就業しなかったとき。
- ・ 自己都合による離職後、正規雇用により対象事業者において就業せずに3月以上経過したとき。
- ・ 会社都合による離職後、正規雇用により対象事業者において就業せずに12月以上経過したとき。
- ・ 虚偽その他不正の手段により支援対象者としての認定を受けたとき。
- ・ 奨学金の返還を正当な理由なく3月以上滞納したとき。
- ・ 県が報告を求めた事項について、正当な理由なくその報告を行わなかったとき。
- ・ 県が調査を求めた事項について、正当な理由なくその調査に協力しなかったとき。
- ・ 禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により起訴され、または禁錮以上の刑もしくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。
- ・ 就業する対象事業者が暴力団等の反社会的勢力であり、または反社会的勢力との関係を有するとき（出資等の資金提供を受けている場合を含む。）。

Q7-3 県による立入調査等が行われる場合があるか。

A 県は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、支援対象者に対し、関係書類の提出を求めたり、事情聴取、訪問調査等を行ったりします。

この場合、支援対象者は、提出や調査に協力しなければなりません。

【問い合わせ先】

福井県交流文化部定住交流課

福井市大手3丁目17番1号

T E L 0776-21-1111(代表)

0776-20-0638(直通)

F A X 0776-20-0644

E-mail teiju-koryu@pref.fukui.lg.jp